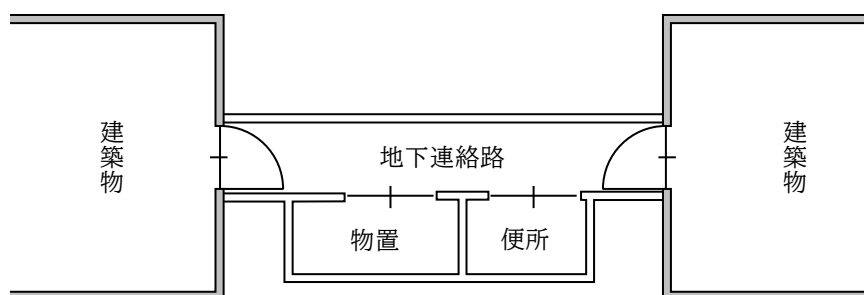


基準4の2 政令第8条第2号の取扱いに関する基準（地下連絡路で接続されている場合）

省令第5条の3第2項第2号における渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等として、「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和6年消防庁告示7号（以下「壁等基準」）という。）第4で定める地下連絡路を構成する壁等に関する基準によること。また、以下の図を参照すること。

- 1 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

したがって、基準4-2-1図の場合は、別棟の取り扱いは認められないこと。



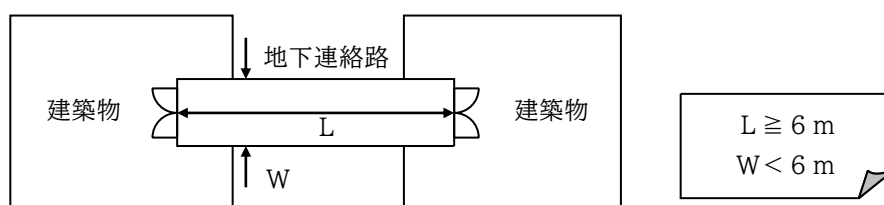
基準4-2-1図

- 2 地下連絡路は、耐火構造とし、その壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）並びに床の仕上げを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）とし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。こと。（基準4-2-4図参照）

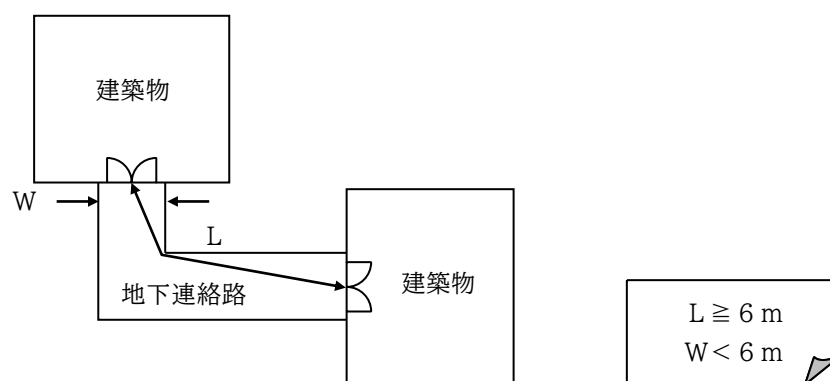
- 3 地下連絡路の長さ（ L ）地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離をいう。）は6m以上とし、その幅員（ W ）は6m未満であること。（基準4-2-2図参照）

ただし、地下連絡路が接続されている部分に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りではない。（基準4-2-3図参照）

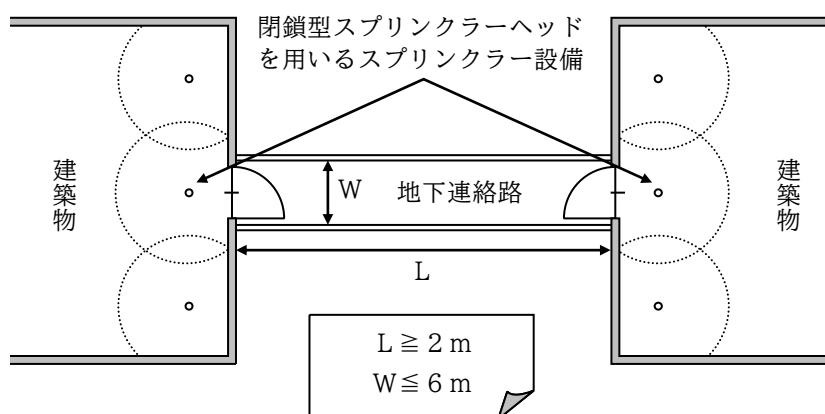
（例1）



（例2）

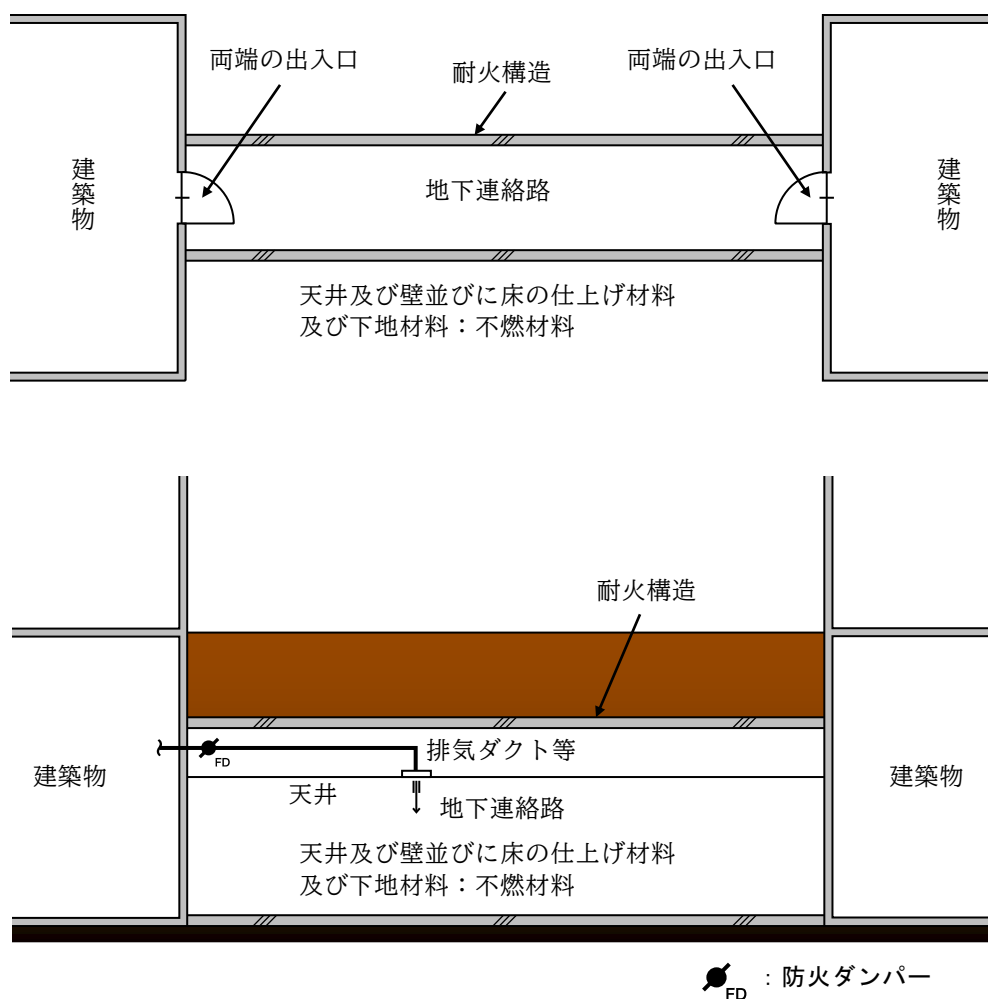


基準4-2-2図



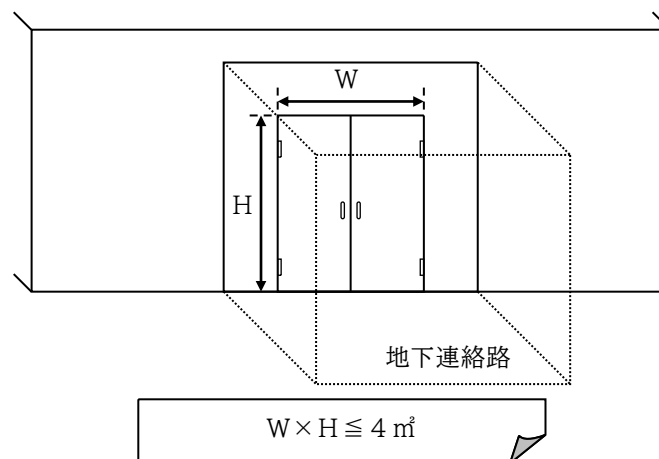
基準4-2-3図

- 4 地下連絡路は、前3の出入口を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
（基準4－2－4図参照）



基準4－2－4図

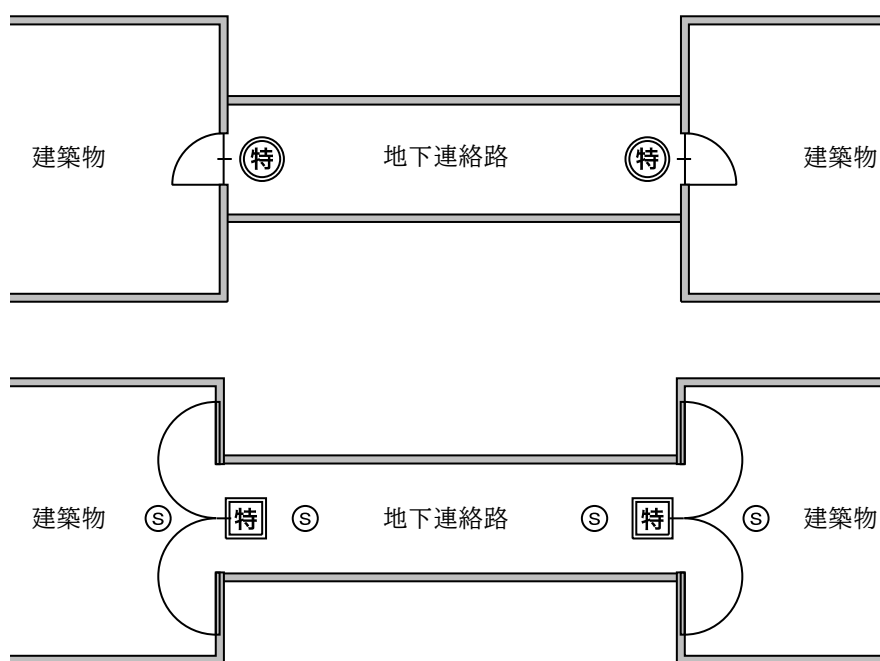
- 5 前3の出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。（基準4－2－5図参照）この場合において、当該出入口には、防火戸（建基令第112条第1項に規定する特定防火設備であるものに限る。）が設けられていること。



基準4-2-5図

- 6 前4の出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。（基準4-2-6図参照）

特定防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75 cm以上、1.8 m以上及び15 cm以下である構造の特定防火設備を設けること。

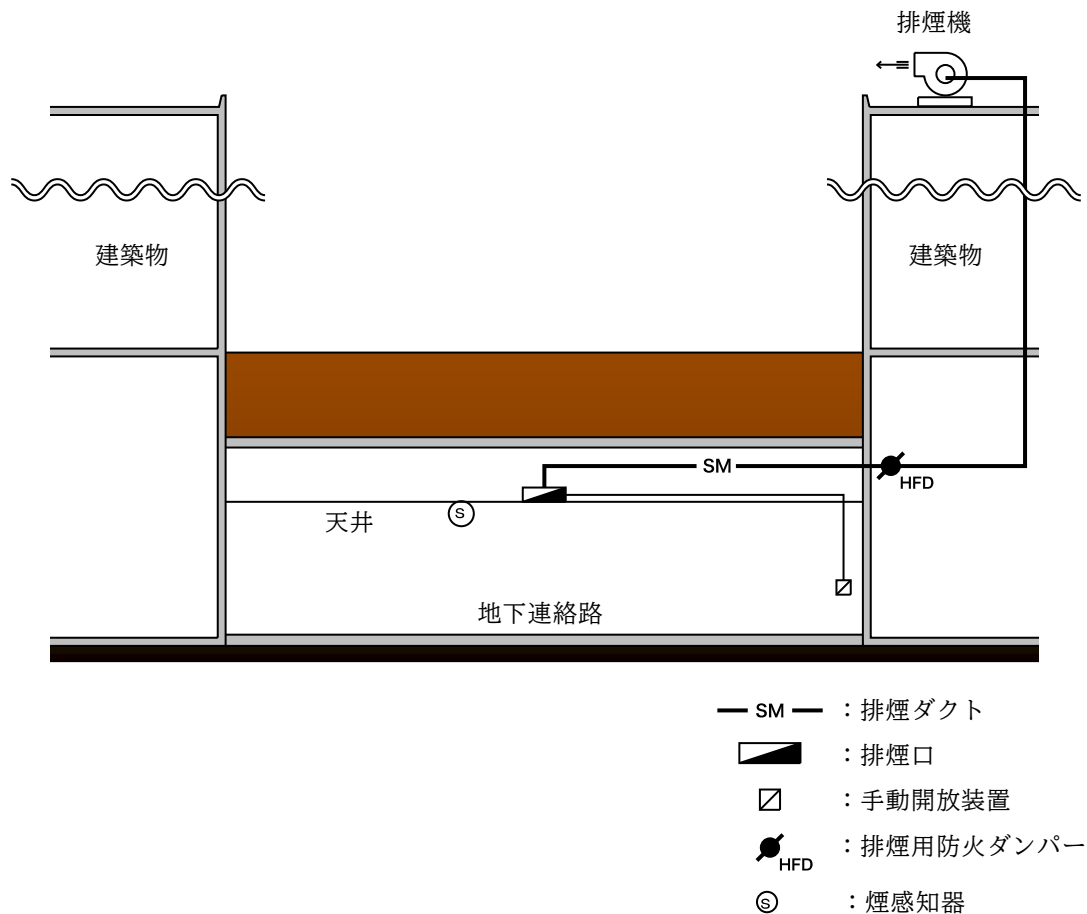


- (特) : 特定防火設備（常時閉鎖式防火戸）
 [特] : 特定防火設備（随時閉鎖式・感知器連動自閉式防火戸）
 (S) : 煙感知器

基準4-2-6図

7 地下連絡路には、第4 渡り廊下の取り扱い4 (3)イ(ウ)により排煙設備が設けられていること。
（基準4－2－7 図参照）

ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。



基準4－2－7 図